

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、「支給済保護費の返還決定について」と題する通知書（2022年（令和4年）5月6日付〇〇第〇〇号。以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分が違法又は不当であると主張し、その取消しを求めている。

令和3年10月分の年金について二重払ではないか。保護費の支払は年金との差引額で、10月1日77,322円支給された。年金者妻が死去したので年金は令和4年2月25日に払い込まれた。

市役所のいう10月分の年金は12月に認定するのであるが、妻が死亡しているので認定できない。認定できないのに10月の保護費が認定して支給された月と同額である。市役所のいう10月の年金（令和4年2月15日支給）は私の収入として認定し返還しろという。そうであるなら実質10月の保護費は、77,322円から54,303円を引くことになる。

以上、私の考えが間違いなのか審議してほしい。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 9月26日	諮問
令和7年12月12日	審議（第107回第1部会）
令和8年 1月 9日	審議（第108回第1部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

また、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

#### (2) 収入の認定

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・3・(2)・ア・(ア)によれば、保護における収入認定に当たっては、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を認定するとしている。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8・1・(4)・アによれば、国民年金法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定するとしている。

(3) 未支給の年金

ア 国民年金法18条3項は、年金給付は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月までの分を支払うと定め、同条1項において、年金給付の支給は、権利が消滅した日の属する月で終わるものとし、同法29条は、老齢基礎年金の受給権は、受給権者が死亡したときは消滅すると定めている。

イ 国民年金法19条1項は、年金給付の受給権者が死亡した場合に、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母等であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の年金の支給を請求することができるように定めている。

(4) 未支払の年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金の支給に関する法律は、老齢年金生活者支援給付金（以下単に「年金生活者支援金」という。）の支給要件として、国民年金法の規定による老齢基礎年金の受給権者であることと定め（2条1項）、受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき年金生活者支援金でまだその者に支払っていないものがあるときにおける配偶者、子、父母等による未支払の年金生活者支援金の請求について、国民年金法と同様の定めを設けている（9条1項）。

(5) 費用返還義務

法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、被保護者は、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとしている。

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-5・答・(1)は、法63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであるから、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるとしている。

(6) 自立更生免除

問答集問13-5・答・(2)は、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合について、本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱い（以下、この取扱いを「自立更生免除」という。）として差し支えない範囲を挙げ、その範囲として、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額。」（同・エ）等がある。

一方で、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付社援発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「取扱通知」という。）1・(2)は、年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、同・(1)と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められるとしている。

(7) 次官通知等の位置付け

次官通知、局長通知は、地方自治法第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく法の処理基準である。また、取扱通知は、同法第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。さらに、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものであると認められる。

2 本件処分についての検討

上記1の法令等の定めを前提として、本件処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

(1) 法63条の規定の適用

請求人は、令和3年12月9日に妻の死去に伴う介護保険料還付金として3,000円を受領するとともに、令和4年2月15日に未支給年金等として59,369円を受給したことが認められる。

そして、処分庁は、介護保険料還付金の支給決定日である令和3年11月15日から同月30日までに請求人が受領した保護費が日割り計算で45,109円となり、また、妻が死去した日である同年〇〇月〇〇日から同月31日までに請求人が受領した保護費が日割り計算

で205,754円となることから、それぞれの期間の資力に相当する62,369円について、資力があるにもかかわらず保護を受けたものとして、返還を求める処分（本件処分）を行ったことが認められる。

法4条1項の規定及び次官通知（1・(2)）によれば、年金収入等の公の給付は、最低限度の生活を賄うために活用すべきであり、保護は、当該収入によってもなお最低限度の生活維持に不足する部分についてのみ実施すべきものである（保護の補足性）。そして、遡及して受給した年金収入については、既に支給された保護費の額の範囲内で年金受給額の全額が法63条の対象となり（同・(5)）、1年以内の期間ごとに支給される年金については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定するとされていること（同・(2)）からすれば、処分庁が、請求人が受領した介護保険料還付金及び未支給年金等について、同条の規定を適用したことに、違法又は不当な点はないものといえることができる。

#### (2) 本件処分による返還金額

被保護者に年金収入等の公の給付がある場合、同収入は収入認定され（1・(2)）、被保護者に資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、受けた保護費の範囲内で返還しなければならない（同・(5)）、遡及して受給した年金に係る自立更生免除については、定期的に支給される年金の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると厳格に対応することが求められるとされているところ（同・(6)）、提出された資料からは、請求人から自立更生免除に係る申立てがあった事実はいかかえないことから、処分庁が、自立更生免除を適用せず、収入認定した額に相当する保護費の返還を求める処分（本件処分）を行ったことに不合理な点は認められず、その算定に当たっても違算は認められない。

#### (3) 小括

以上によれば、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、処分庁の返還金額の算定には違算があるとして、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

しかし、本件処分に違算はなく、違法又は不当とは認められないことは上記2のとおりであるから、請求人の主張は採用できない。

#### 4 その他の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

大橋洋一、海野仁志、織朱實

別紙 (略)